

## 福祉サービス第三者評価の手法・手順に関する規程

平成19年5月1日

株式会社学研R & C

### (目的)

1. 本規程は、株式会社学研R & Cが群馬県における福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という）を実施するための評価の手法・手順について定める。

### (手法)

2. 第三者評価の手法については、「福祉サービス評価推進センターぐんま評価機関認証要綱第2条(6)」および「同実施要領第6条」に基づき、推進センターの定める「福祉サービス第三者評価についての基本的な視点」に基づいて評価を実施する。

- (1) 利用者のサービス充足度の視点
- (2) 職員の充足度の視点
- (3) サービス提供者の充足度の視点

### (手順)

3. 評価の手順については、「同実施要領第6条(2)」に定めるところにしたがい、次のとおりとする。
  - (1) 事業者との評価についての契約を交わす。
  - (2) 評価基準に従って事業者は自己評価を行う。
  - (3) 事業者の自己評価結果をもとに、評価調査者が実地調査を行う。
  - (4) 実地調査については、運営管理部門・専門部門・一般部門の各分野から1名以上の全体で3名以上の評価調査者が一貫して行う。
  - (5) 評価調査者は、実地調査の結果等を評価決定委員会に報告する。
  - (6) 評価決定委員会は、報告内容を審査した上で、最終的に評価を決定し、事業者に報告する。

### (推進センターへの評価結果の報告)

4. 推進センターへの評価結果の報告は、要綱第2条(7)および要領第7条に基づき、事業者との相互確認を経て、契約締結後、概ね6ヶ月から8ヶ月後に推進センターへ報告するものとする。

### 学研R & Cの独自の調査

(オプション契約)利用者および職員を対象とするアンケート調査

別契約にて、必要に応じて施設利用者またはその家族および施設の職員を対象とするアンケート調査を実施する。